基本補償（Ⅰ施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。
また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、**1**回の事故につき**1,000**万円まで補償します。

施設のリスク

業務遂行のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額

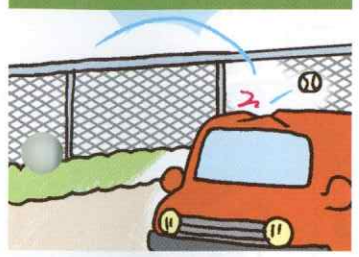

野球部の練習中に打ったボールがフェンスを越えて駐車中の車を破損させてしまった

職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった

理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたために、生徒にケガをさせてしまった

家庭訪問に自転車で向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

次ページの説明もご参照ください

サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 損害賠償金・保険証券記載の支払限度額または3億円のいずれか低い額

児童の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた

情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した

被害者見舞費用

支払限度額 ▶▶▶ 身体の障害については1名につき10万円 財物の損害等については1事故10万円

体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた

テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

保管（借用・受託）財物のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額(注1)

児童から預かった携帯電話を誤って紛失してしまった

体育の授業中に教室に保管していた制服を盗難されてしまった

公民館から借りたテントを先生が誤って破損させた

リースで借りているパソコンに誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注1) 自動車または原動機付自転車（他人から借用・リースしたもので作業場内および登録番号のないものを除きます。）、運送貨物の損壊等は補償されません。

サイバー・情報漏えい事故補償特約の特徴

■従来の「情報漏えい・ネットワーク事故補償」は補償範囲拡大の上、特約化されオプションとなりました。
■従来同様の補償内容とするためにはこの特約の付帯が必要です。

特徴 1. 情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。

日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます！

特徴 2. 万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査 ▶ 訴訟対応 ▶ 損害賠償 ▶ 再発防止の費用まで、トータルで補償します。

万全なセキュリティ対策でも、日々進化するサイバーリスクをゼロにすることはできません。

職業体験中のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額

職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した

職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった

職業体験中に生徒がラーメンをお客さまにひっかけてしまい、お店が損害賠償請求を受けた

職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を生徒に落としてしまいケガをさせてしまった

個人行為事故のリスク（児童・生徒、教職員および外部協力員）

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額

部活動の試合に自転車で行く途中通行人をはねてケガをさせた

修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった

休み時間にキャッチボールをしていたところ、ボールがそれて先生の車に損害を与えた

学校が依頼する外部協力者の方が、生徒を介助中に車椅子から転倒させてしまい、ケガをさせてしまった

対物超過復旧費補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 1事故につき100万円

事故例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。
カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。
時価は10万円と認定されたが修理（交換）費用として30万円かかる。

本来であれば損害賠償額の10万円しか支払えないのですが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。